

資料6

医師の働き方改革 特例水準の指定について

2023/5/23

特例水準の枠組み

○令和6年度より、勤務医に対して、時間外・休日労働時間の上限規制が適用される。

【原則】 一般の労働者と同程度である960時間が上限（A水準）

【例外】 地域医療にとって不可欠な機能を有する医療機関は特例水準指定申請を行うことで、上限規制が緩和される。

| 医療機関に適用する水準 | 年の上限時間 |
|------------------------|----------------------------------|
| A （一般労働者と同程度） | 960時間 |
| 連携B （医師を派遣する病院） | 1,860時間 ※2035年度末を目標に終了 |
| B （救急医療等） | |
| C-1 （臨床・専門研修） | |
| C-2 （高度技能の修得研修） | 1,860時間 |

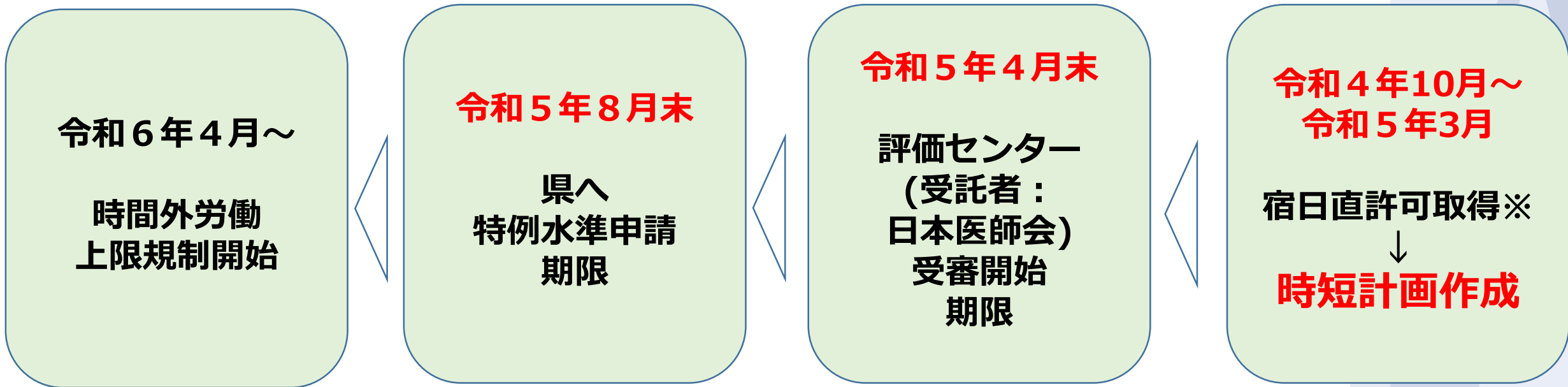
時短計画の作成が必要

原則

例外（特例水準）

連携B、B：暫定的な措置

特例水準指定に向けたステップと期限



○評価センターの審査に4か月以上かかるおそれがあることや、医療審議会における指定承認に係る手続き等を踏まえ、**令和5年3月まで時短計画の作成が必要。**

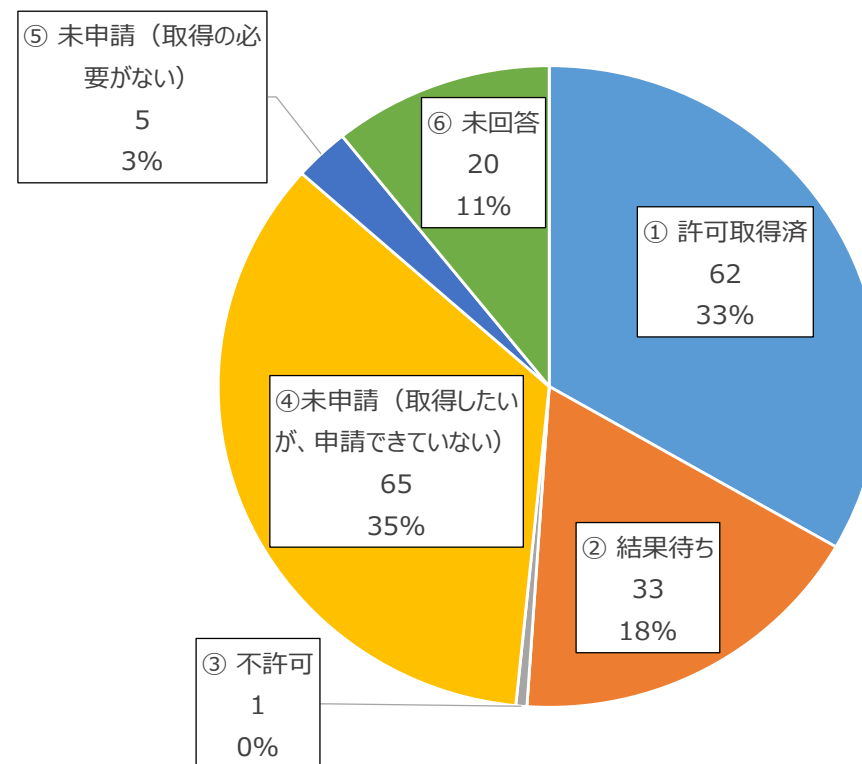
※宿日直許可を取る場合は、時短計画作成への影響を考慮し、**令和5年2月未までに申請が必要。**

救急医療機関における宿日直許可の取得状況・特例水準の申請見込み

- 救急医療機関187病院のうち、宿日直許可を取得済の病院は**3割程度**である。

(webフォームによるアンケート調査による：
4/14時点回答)

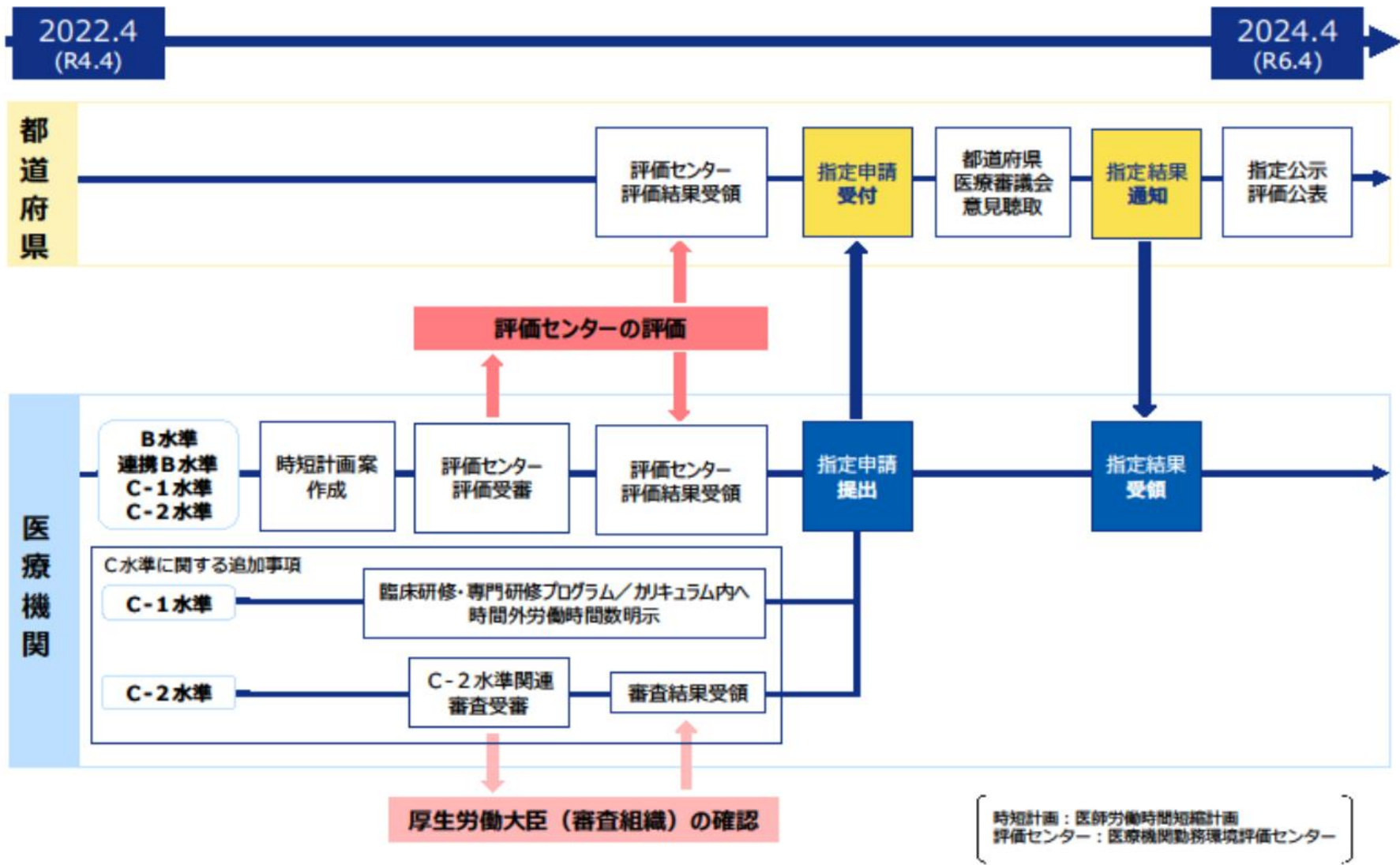
宿日直許可の取得状況 (n = 187病院)



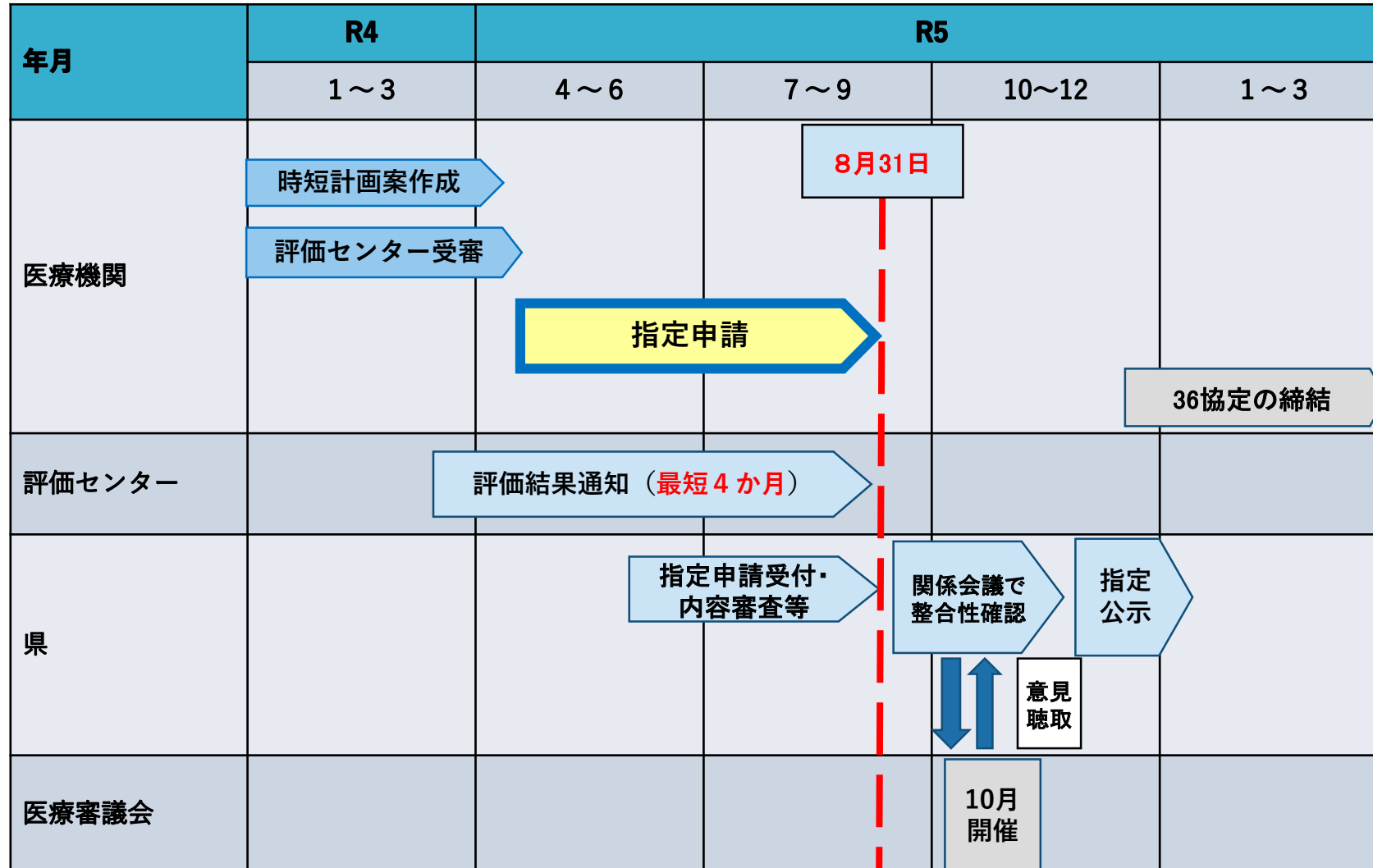
- また、救急医療機関187病院のうち、特例水準の申請を予定しているのは**44病院**である。
- (参考) 5月8日までの評価センター申請件数は、全国で**101件**。

※うち、神奈川県内の申請件数は7件

特定労務管理対象機関の指定に係るフロー



令和6年4月までのスケジュール（神奈川県）



法施行

特例水準の指定要件（対象医療機関）について

① B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割（救急医療等）を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■新医療法第113条

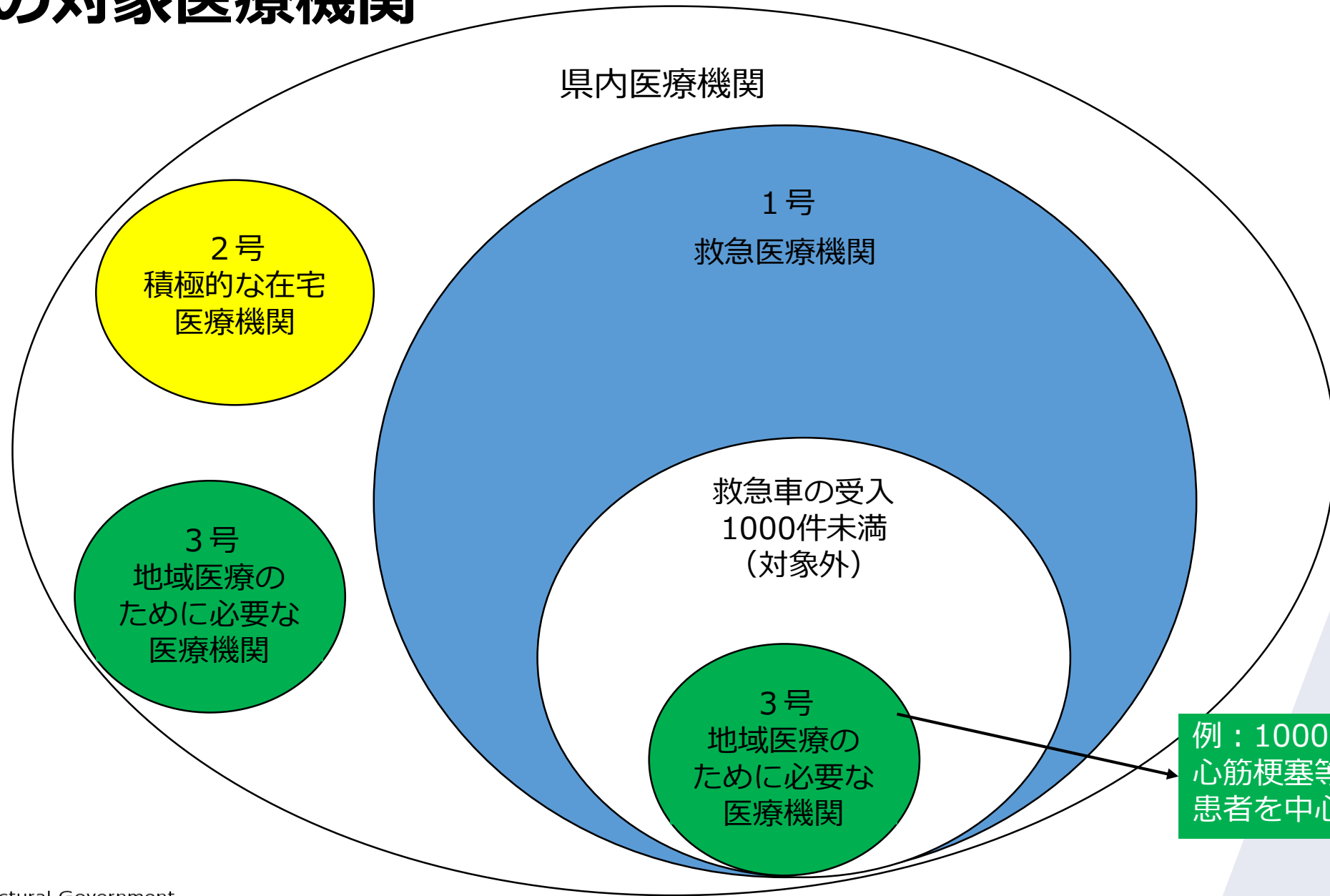
都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

B水準の対象医療機関



例：1000台未満だが、急性心筋梗塞等、専門性の高い患者を中心に受入れ

| | 説明、具体例、他府県事例等 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">指定対象医療機関</p> <p>◆医療計画において三次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医療法第113条第1項第1号 ・新医療法施行規則第80条第1項第1号 ・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号） | <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">1号 救急医療</p> <p>◆医療計画において二次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関と同様 | <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。 (医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。) <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪：二次救急医療機関は全てイ及びロに該当するとしている ・千葉、熊本：各疾病・事業ごとに医療機関をリスト化している |

| 指定対象医療機関 | 説明、具体例、他府県事例等 |
|---|---|
| <p data-bbox="78 586 129 936">2号 在宅医療</p> <p data-bbox="165 511 1261 615">◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p data-bbox="188 739 428 786">【根拠法等】</p> <ul data-bbox="180 796 1123 1015" style="list-style-type: none">・新医療法第113条第1項第2号・医療法施行規則第80条第1項第2号・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足 | <p data-bbox="1312 596 1454 644">【説明】</p> <ul data-bbox="1304 654 2346 815" style="list-style-type: none">・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型・機能強化型在宅療養診療所の単独型・連携型 (千葉、大阪も同様) |

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・新医療法第113条第1項第3号
- ・医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・**地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足**

説明、具体例、他府県事例等

(1) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

| | |
|-----------------------------|---|
| 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの） | 精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関） |
| 小児救急のみを提供する医療機関 | 左記のとおり |
| 周産期医療を行う医療機関 | ・急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関 |
| 脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関 | ・脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上 |
| 心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関 | ・急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上 |

(2) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

| | |
|---------------------------|---|
| 高度のがん治療を行う医療機関 | ・地域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん拠点病院 |
| 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関 | 左記のとおり |
| 児童精神科を行う医療機関 | |

なお、上記（1）及び（2）に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例水準の指定要件（対象医療機関）について

② 連携B水準

■新医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。

 **大学病院、地域医療支援病院等**

特例水準の指定要件（対象医療機関）について

③ C-1水準

■新医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



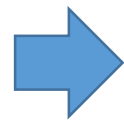
都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

特例水準の指定要件（対象医療機関）について

④ C-2水準

■新医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。



C-2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するの
のに、十分な教育研修環境を有している医療機関

特例水準の指定要件（その他）について

◆ 各水準共通

| 指定要件(各水準共通事項) | 根拠 |
|---|---------------------|
| <p>1</p> <ul style="list-style-type: none">・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること・次に掲げる事項全てが記載されていること<ul style="list-style-type: none">ア 医師の労働時間の状況イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 新医療法第113条 第3項第1号 |
| <p>2</p> <p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p> | 新医療法第113条 第3項第2号 |
| <p>3</p> <p>労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと</p> | 新医療法第113条 第3項第3号 |

特例水準の指定要件（手続き）について

◆ B、連携B及びC-1水準

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

◆ C-2水準

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

今後の予定

| 日程 | 内容 |
|-------|------------------------------|
| 4月中旬 | 特例水準の指定要件・様式公表、申請受付開始【県】 |
| 4月末まで | 時短計画の評価センターへの申請【医療機関→評価センター】 |
| 8月末まで | 特例水準指定の申請【医療機関→県】 |
| 9月 | 地域医療構想調整会議、医療対策協議会へ情報提供【県】 |
| 10月 | 医療審議会 ⇒ 特例水準の指定について意見聴取【県】 |
| 年内 | 特例水準の指定・公表【県】 |
| 3月末まで | 3 6 協定の変更手続き【医療機関】 |

説明は以上です。